

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月（最長9カ月）家賃相当額を自治体から家主さんに支給する制度です。

対象者は？

離職・廃業から2年以内（要件に当てはまる場合は最大4年）または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

※学生の場合、親などの扶養（健康保険等）に入っておらず、仕送り等を受けず自分のアルバイト収入のみで生活を維持していたが、減収により給付要件を満たした方。

<厚生労働省 住居確保給付金Q Aによる事例>

- 児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により両親を頼ることや扶養に入ることもできず、生計維持者として専らアルバイトで学費や生活費などを賄っていたがアルバイトが無くなり、別のアルバイトを探している場合
- 生計維持者であり、内定取消を受けたため次の就職先を探している場合

主な給付要件は？

項 目				チェック欄
世帯全員で◎収入基準額を超える収入を得ていませんか？ （収入が①基準額を超えると給付金の一部支給になる場合があります。）				☐
東大阪市の基準額(月額)	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
①基準額	92,000円	139,000円	172,000円	
②家賃上限額	38,000円	46,000円	49,000円	
◎収入基準額(上限額)	①+②(130,000円)	①+②(185,000円)	①+②(221,000円)	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				☐
現金・預貯金・債権・株式・投資信託・外貨等の合計が基準の範囲内ですか？（単身：55万2,000円、2人世帯：83万4000円、3人世帯以上：100万円）				☐

申請を考えられている方は下記までお問い合わせください

お問合せ先

東大阪市住居確保給付金相談窓口

電 話：06-6748-0102

所在地：東大阪市長堂1-8-37

ヴェル・ノール布施4階

受付時間：9時～17時30分

（土日祝・年末年始休み）

